

平成31年度
第1回東京都住宅政策審議会企画部会

平成31年4月12日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午前10時00分開会

○平松企画経理課長 大変お待たせをいたしました。

本日は大変お忙しい中、東京都住宅政策審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより平成31年度第1回東京都住宅政策審議会企画部会を開会いたします。

事務局を務めさせていただいております住宅政策本部企画経理課長の平松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは、まず委員の皆様、御発言される場合のマイクの操作方法を御説明いたします。

マイクの根元部分のスイッチを押していただき、赤いランプの点灯を確認された後、御発言をいただきたいと存じます。また、発言終了後は、再度スイッチを押し、ランプが消えることを御確認くださいようお願いいたします。

次に、お手元にお配りいたしました資料について確認をさせていただきます。

議事に関する資料といたしまして、資料－1「平成30年度第3回東京都住宅政策審議会企画部会（平成31年1月18日）における主な御意見の概要」、資料－2「平成30年度第2回東京都住宅政策審議会（平成31年度2月7日）における主な御意見の概要」、資料－3「中間のまとめ パブリックコメントに寄せられた御意見と審議会の見解・対応（案）」、資料－4「答申素案（案）の概要」、資料－5「答申素案（案）」、資料－6「答申素案（案）と委員から頂いた御意見の要旨について」、資料7「住宅政策審議会審議スケジュール（予定）」、以上7点を御用意しております。

加えまして、参考資料として、参考資料－1「諮問事項に係る検討資料」平成30年度第1回企画部会配付資料でございます。参考資料－2「都営住宅の現状【資料集】」平成30年度第1回企画部会配付資料でございます。参考資料－3「諮問事項に係る検討資料（その2）」平成30年度第2回企画部会配付資料でございます。参考資料－4「住宅政策本部の設置について」、以上4点を御用意させていただいております。

このほかに、本日の座席表、東京都住宅政策審議会企画部会委員名簿、東京都住宅政策審議会企画部会幹事・書記名簿、次第、以上の資料を机上にお配りしております。

幹事・書記につきましては、4月1日付の人事異動により変更がございましたが、お手元の幹事・書記名簿により紹介にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、部会の次第でございますように、おおむね12時までを予定しております。

開会に先立ちまして、4月1日に着任をいたしました榎本住宅政策本部長より御挨拶を申し上げます。

○榎本住宅政策本部長 この4月に発足いたしました住宅政策本部本部長に就任いたしました榎本でございます。住宅政策審議会企画部会の開催に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

企画部会の委員の先生方におかれましては、昨年の10月以来、熱心に御議論を賜りまして厚く御礼を申し上げます。本日は、お忙しい中、企画部会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、世帯の高齢化・単身化、また住宅ストックの老朽化が進行いたしまして、また今後、人口減少社会が見込まれるなど、東京の住宅行政を取り巻く環境というのは大きく変化をしているのかなと思っております。とりわけ都営住宅におきましては、入居世帯の高齢化や単身化が、著しくと言っていいと思いますが、進行しており、今後も進むものと見込まれております。

さらに、住宅に困窮いたします子育て世帯、あるいは若年単身者の方々がいらっしゃる中で、こうした世帯が安心して暮らすことができる環境の整備というものが求められるというふうに思っております。

こうしたことから、昨年10月より本審議会でも都営住宅の管理制度について精力的に御議論をいただいているところですが、都営住宅の管理制度につきましては5月に答申をいただく予定となっておりますけれども、答申をいただいた後は具体的な施策の実現に取り組んでまいる所存でございます。

本日は、パブリックコメントをいたしました、それを踏まえた答申素案につきまして御議論をお願いしたいと思っております。さまざまな世代が共に暮らす多世代共生型の都営住宅の実現に向け、お力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○平松企画経理課長 ただいまの本部長からの御挨拶にもありましたが、4月1日に住宅政策本部が発足いたしました。お配りしております参考資料ー4「住宅政策本部の設置について」、こちらを先に御参照いただきたく存じます。

住宅政策審議会につきましては、住宅政策本部の住宅企画部企画経理課にて事務局を担ってまいります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今後の議事進行につきましては部会長をお願いいたします。

大月部会長、よろしくお願いいたします。

○大月部会長 御紹介いただきました部会長の様です。今年度もよろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして留意事項を述べさせていただきます。

本日の資料につきましては、会議の終了後、ホームページに掲載させていただきたいと思っております。あと、本日いただいた御意見は、要旨にまとめて次回の企画部会で御紹介いたします。また、議事録につきましても、発言者に御確認をいただいた上で、発言者の氏名を記載した形で全文をホームページで公開させていただくと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従って進めてまいりたいと思います。

まず、議題の1 住宅政策審議会企画部会（平成31年1月18日）及び住宅政策審議会（平成31年2月7日）における主な御意見について、事務局より御説明をお願いいたします。

○尾關計画調整担当課長 事務局を務めております住宅政策本部住宅企画部計画調整担当課長の尾關と申します。よろしくお願いいたします。失礼ですが、着座にて御説明申し上げます。

お手元の資料－1と資料－2をごらんいただきたいと思います。こちらは、直近2回分の企画部会と審議会の御意見をまとめたものでございます。

ちなみに、1月18日の第3回企画部会におきましては中間のまとめ（素案）、そして2月7日の平成30年度第2回審議会におきましては中間のまとめ（案）について、おのこの御議論をいただいたところかと存じます。そちらの御意見の振り返りを進めていきたいと思っております。

まず、資料－1「平成30年度第3回東京都住宅政策審議会企画部会（平成31年1月18日）における主な御意見の概要」でございます。

まず、【子育て世帯への支援について】ということで1件御意見をいただいております。施策の評価の期間についてということでございます。

続きまして、【若年単身者の入居について】1件いただいております。これは若年単身者の定義についてということでございます。

続いて、【学生の入居について】1件いただいております。大学生は短期入居となるために、団地における貢献といったものも考えていいのではという御意見でした。

続きまして、【高齢者への生活支援について】6件御意見をいただいております。「さまざまな主体との連携」との記載について子育て世帯、若年単身者への支援ですとか、巡回管理人の役割がどういう役割かということですか、介護と福祉の違いや制度内、制度外についてですとか、コミュニティソーシャルワーカーの記載についてですとか、あと移動販売のお話や65歳、75歳の記載のお話、そういったところで御意見をいただいたところでございます。

続きまして、【自治会活動について】3件まとめております。自治会の方向性についてでありますとか、入居者の利便性向上ですとか、そういった目的と策がちょっとつながらないのではという御意見ですとか、自治会活動は地域の魅力を高める等広い意味を持つものではないかですとか、そういった御意見をいただいております。

続きまして、【広報、情報発信について】2件御意見をいただいております。地図の活用、立地や倍率の見える化ですとか、公営住宅の倍率のデータを載せるという御意見でございます。

続きまして、【外国人の入居について】1件。

続きまして、【まちづくり、地域との連携】について3件、都営住宅は社会との分断化が進んでいるのではというお話ですとか、入居者が地域コミュニティに貢献できるような役割を与えるべきですとか、あと、先ほどの意見とも重なりますが、地域から分断されているという現状がある中で地域の方々とのつながりを持つという、そういうお話でございます。

続きまして、【都営住宅の設備について】1件、セキュリティーへのICTの活用といったお話でございます。

続いて、【管理制度総論】として6件まとめてございます。まず、入居におけるプライオリティーの考え方、判断基準について、定期的な入居資格をチェックした上でというお話ですとか、円滑な流通、退去、入居というところが必要ではないかという御意見、それから住宅セーフティーネットに関係するところとの連携やリフォームをどこまで認めるのか、あと空き住戸の活用、そういったところで御意見をいただいております。

最後に1件【その他】といたしまして、全体的にもう少し分量をふやして詳しく述べるべきではないかという御意見をいただきました。

こちらは、1月18日の第3回企画部会についての御意見でございました。

続きまして、資料-2をごらんください。2月7日の第2回住宅政策審議会についての

御意見の概要でございます。

まず、【セーフティーネットについて】3件いただいております。障害者、外国人等の方についての記載についてということと、福祉の視点を踏まえた障害者の方の住宅の御意見、それから低額所得者についての定義についてということでございます。

続いて、【子育て世帯への支援について】7件頂戴しております。DV被害などを受けた方が早く入居できる制度があるとよいというお話ですとか、子育て世帯の中でも、ひとり親世帯等の対象とならなかった方への手を差し伸べるべきだというお話、あとはダブルケアの視点の検討も必要で、区市町村の窓口との連携、それから子供の就学期に注目した理由ですとか、あとは期限付きの大学までの拡大の提案、多世代共生の観点からの就学期を見直した延長の検討のお願い、あとは窓口でも子育て世帯向けに、ひとり親世帯を加えてほしいという声があるという現場の御意見、そういったものをいただいております。

続きまして、【若年単身者の入居について】御意見をいただいております。単身者の入居拡大については、既存の応募資格者の方の機会を減ることがないように、一定の条件を付すということと御検討いただきたいというお話、あと就労支援と緊密な連携をとる必要があるということでございます。

続いて、【高齢者への生活支援について】1件いただいております。75歳以上の割合を記載すべきというお話でございます。

それから、【福祉、医療との連携について】2件いただいております。健康でないと答えた入居者の方もいるということで、医療との連携ですとか、あとは学術的な知見、三師会のスキルなども生かして連携していくべきということで御意見をいただいております。

続いて、【自治会活動について】5件いただいております。自治会活動、ほかにも管理組合やPTA等の任意に近い団体の活動が難しくなっているということもあって、そういったことも含めての検討課題となるのではないかというお話ですとか、担い手の発掘、育成、近隣の連合自治会との連携、そういった視点ですとか、あと町会との連携も必要で、2年交代制にするということの御提案、あとは、自治会活動は、加入率を上げるよりも何が必要かという観点が必要ではないかという御意見をいただいております。

続きまして、【創出用地の活用について】1件、福祉や医療等の生活支援施設の誘致が必要だということと御意見をいただいております。

続いて、【区市町村との連携について】2件いただいております。地元区市町村の福祉部門と緊密な連携をとっていただきたいということと、都営住宅の入居者の方は、高齢者、

障害者等福祉とつながりを持つ方が多いので、そういったところも踏まえた検討をお願いしたいというお話でございます。

続きまして、【地域、まちづくりとの連携について】4件御意見をいただいております。生活支援サービスでは社会的なフレイルが重要なので、地域住民を巻き込んだ形での敷地等の活用をしていただきたいという御意見と、あと公営住宅の中に、入居者だけでなく、地域に開かれた施設をつくる時に何をつくるかということが重要ですよという御意見、それから、多世代共生というのは団地内よりも幅広い、さまざまところとの連携が必要だといった意味合いも実質的に込められているのではないかと御意見ですとか、市民の発想や市民活動とも連携が必要ではないかと御意見、そういったものをいただいております。

続きまして、【広報、情報発信について】1件いただいております。周知・広報というものを広く捉えまして、双方向の仕組みとすべきと、都民のアクセスも考慮すべきという御意見をいただいております。

それから、【防災への対応について】2件いただいております。災害時の備蓄や自家発電など、そういったものの設備や、敷地内に消防団活動の拠点など、そういったものの整備の検討という御意見をいただいております。

続きまして、【都営住宅の居住環境について】です。WHOからのガイドラインですとか、国交省のスマートウェルネス住宅、そういった情報をうまく取り入れて課題を詰めていくべきと御意見をいただいております。

続いて、【管理制度総論】ということで5件いただいております。まず、施策を迅速に実行していくべきという御意見ですとか、多世代共生の推進が実態としてどの程度なされているか把握をすべきということ。それから、入居についての、くじで入れるという現状の仕組みが妥当なのかという御意見ですとか、利便性係数の再検討について。続いて、世界の中での東京の住まいという意識から、都営住宅の議論が、SDGsですとか、そういった観点から、誰ひとり置き去りにしない、そういう観点が必要で、そういうことをしっかり発信していくべきという御意見をいただいております。

【その他】といたしまして3件まとめてございます。まず、裁量階層についての新婚家庭への拡大、それから建てかえの際、倍率の高いところの間取りをふやして戸数をふやすなどの検討、あと転倒防止家具の費用についての御意見、そういったものをいただいております。

以上で御説明を終わります。

○大月部会長 ありがとうございます。

ただいま、資料－１、資料－２に基づいて前回の企画部会と審議会での御意見の振り返りを行っていただきましたが、この御説明について何か御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また何かございましたら、後で御発言をいただきたいと思います。

それでは、次の議題に参りたいと思います。

議題の２番が、これは今回のメインの議題でございまして、先立って行われましたパブリックコメントに寄せられた御意見の御紹介とその対応案について、事務局のほうからまず御説明をお願いいたします。

○尾關計画調整担当課長 それでは、お手元の資料－３「東京都住宅政策審議会 中間のまとめ パブリックコメントに寄せられた御意見と審議会の見解・対応（案）」という資料をごらんください。A３の大きい資料でございます。

こちらは、２月の審議会で御議論いただきました中間のまとめの内容をベースにいたしまして、こちらの中間のまとめをこういった形でパブリックコメントに付した、その結果についてまとめているものでございます。

まず、パブリックコメントの意見募集の概要について御説明いたします。

募集期間は、ことしの２月18日から３月19日まで行いました。

募集方法といたしましては、東京都の公式ホームページ及び東京都都市整備局のホームページにて意見を募集いたしました。特に皆様からの御意見につきましては、郵便やメール、ファクスで御提出という形をお願いいたしましたところでございます。

その結果、寄せられた意見の総数といたしましては、29件御意見をいただきました。内訳といたしましては5通で、うち個人が1通、法人が4通という内容でございました。

早速、意見の概要と対応について御説明してまいります。左側の意見の概要がパブコメでいただいた御意見で、それに対する事務局としての対応案を右側にまとめているという、そういう構成になっています。

まず、左側の項目ごとにこれは並べてございますので、それから順番に御説明してまいりたいと思います。

まず、「子育て世帯への支援」ということで2件いただいております。

1番、期限つき入居制度ですけれども、5年もしくは10年に延長し、再契約ができる制

度に改善すべきという御意見をいただいております。こちらにつきましては、中間のまとめにおいて、安定した就学環境を確保するために子供の就学期に応じた延長ということも記載しているところがございます。

続きまして2番、収入基準の柔軟な見直しを行うとともに、多子世帯向けに3DK、4DK規模の住宅の建設、供給の促進をという御意見ですが、まず、子育て世帯については、既に裁量階層といたしまして、通常の15万8,000円のところ21万4,000円を適用ということで行っておりまして、その対象となる子育て世帯についても、平成29年度から高校修了期の子供がいる世帯にまで拡大をしております。また、建てかえに当たっては、地元自治体との協議を行いながら、団地ごとの特性を踏まえて必要なファミリー世帯向けの住戸を確保するよう取り組んでおります。

続きまして3番、「単身者の入居制度」について1件いただいております。

エレベーターがなく階段の上階などの都営住宅は高齢者には不適でありますので、こうした住戸に若年単身者に応募資格を与えるということは賛成です。それで、若年単身者の高家賃負担を改善して都営住宅への入居資格を与えるべきだという御意見でございます。

こちらにつきましても、中間のまとめにおいて、若年単身者が入居可能とする仕組みとして、都の福祉や就労事業との連携のもと実施することが望ましいとしておりまして、TOKYOチャレンジネット等との連携により、入居資格を認めるということが適切と考えられると記載をしております。

続きまして、4番から6番が「高齢者への生活支援サービス」についての御意見です。

まず4番が、自治会の役員が高齢化して機能が低下している中、自治会を支援して交流できる場の提供などが大変重要ですと。都は、自治会の意見を聴取し、支援する取り組みが重要という御意見です。

それに対しましては、都は、自治会の活動を支援するために共益費の徴収を平成29年度から実施しているほか、各団地の意見交換をするための自治会懇談会を開催しております。また、中間のまとめにおきましても、自治会への情報提供、広報、さらには自治会同士の交流を促進するなど、支援の取り組みを積極的に推進していく必要があると記載をしております。

続いて、5番でございます。高齢者の増加で買い物に行けない方がふえているということですが、3月に光が丘の都営住宅で都内初の移動販売車の導入が行われたと。当日は、隣接集会所で区による認知症街角ケアカフェも行われたと。そして、引き続き買い物難民

の多い都営住宅で同企画が多く実施されることを期待しているという御意見でございます。

それに対しましては、平成31年3月時点で練馬区内1カ所、多摩市内3カ所で買い物弱者支援事業を行っておりますと。それで、今後も地元の区市町と協力し、実施団地の拡大を図っていきます。

なお、こちらの事業の進捗は、中間のまとめからちょっと時間があって、その間に進んだ部分もございますので、そういったところを踏まえまして、中間のまとめの時点修正を行ったところでございます。

続きまして、6番でございます。こちらにつきましては、具体的な修文案を御提示いただいたというところでして、こちらの13ページの「3 高齢者への生活支援サービスの向上」の部分で、アンダーラインのように文章を追加してはいかがかということでの御意見でした。アンダーラインの部分です。「近年民間事業者が提供している、通信技術を活用した「見守りサービス」についても導入を検討」ということを修正してはいかがかということでの御意見をいただいたところでございます。

こちらですけれども、対応案といたしまして、見守りサービスを提供されているということがあることは承知をしております。入居者の方と個別に契約することで、こうしたサービスを利用することができますが、統一的にこういうサービスを導入していくためには、設備、費用の面でも検討が必要です。そのため、中間のまとめの中では、「保安・防犯や見守りにおけるICTの活用など、ハード面の技術革新も踏まえた工夫について、住棟や住戸、設備の設計において検討することが望ましい。」と記載しておりまして、原文のままとさせていただきたいと考えております。御意見については、今後の参考といたしたいと考えております。

続きまして、7番以降でございますが、7番以降は全て項目として「その他」というふうに整理をしているところでございます。

まず7番が、「中間のまとめ総論」といたしまして、民間賃貸住宅を活用した重層的なセーフティネットの強化が今回は図れた上での検討なのかと。中間のまとめは、こういった全体的なところでの検証、情報の開示を欠いており、政策全体を見ない極めて不十分なものであるとの御意見でございます。

それに対しまして、これまでの審議の過程で現状・分析データを提出し、検討・検証をしていただいております。その上で、中間のまとめにも1番目に住宅確保要配慮者の居住の安定のための基本的な枠組みや都営住宅の役割を記載しております。今後、都の政策課

題に沿いまして、多様な施策の観点から総合的に検討していく必要があると考えております。

続いて、8番から10番は、「住宅セーフティーネット」についての御意見でございます。

まず、8番です。都営住宅を住宅に困窮する都民への住宅セーフティーネットの中核として位置づけることは非常に重要で、維持していくことは必須という御意見でございます。

こちらに対しましては、東京都住宅マスタープランにおきまして、都営住宅は重層的なセーフティーネット機能の中核としての機能を果たしていくというふうに記載をしております。

9番、新たな住宅セーフティーネット制度による登録住宅は、全て住宅確保要配慮者の専用住宅とし、全住宅に改修費補助、家賃低廉化補助を都の負担で行う必要があるとの御意見でございます。

こちらに対しましては、登録の際に要配慮者の専用住宅として登録するかどうかは、登録事業者、主に家主の方ですが、そちらの御意思によるところかと考えております。なお、専用住宅とした場合には、一定の要件のもと改修費補助、家賃低廉化補助を受けられる場合がございますとしております。

続きまして、10番です。障害者世帯等の住宅確保要配慮者への支援を行うために都内全自治体に居住支援協議会を設置するとともに、居住支援法人への補助・連携策の強化を行うべきと。また、介護、医療、福祉との連携を行う必要があるというところです。

その御意見に対しましてですが、東京都としても、区市町村が居住支援協議会を設立し、取り組むことが重要と認識しております。そのため、都でも東京都居住支援協議会を設置いたしまして、これまで広域的な立場から全国の居住支援協議会の取り組み事例等の情報提供や活動に対する財政支援を行っております。それとともに区市町村協議会の設立・活動の支援もしてきております。なお、東京都が指定した居住支援法人については、東京都の居住支援協議会の構成員としておりまして、連携を強化しているところです。また、そういった協議会や居住支援法人の活動について国の補助を受けることも可能です。さらに、東京都が来年度からモデル事業を検討しておりまして、居住支援法人が入居者の方を対象に行う業務に対して補助を実施する予定でございます。

なお、地域福祉との連携につきましては、この中間のまとめにも記載がありますとおり、充実・強化をしてまいり所存でございます。

続きまして、「家賃補助制度」ということで2件御意見をいただいております。こちら

は、ちょっと右側の対応が同じですが、11、12ということでまとめたの御紹介にいたします。

まず11番、民間公共にかかわらず、賃貸住宅に住み続けたい要配慮者の方の住居費負担の軽減を図るために、都においても家賃補助制度を検討すべきと。12番ですが、現在、都営住宅以外に居住する公営住宅入居階層の方々、高齢者等に対しまして、直ちに家賃補助を行うべきという御意見でございます。

こちらに対しましては、家賃補助については、国も、対象世帯の範囲、民間家賃の影響、財政負担等の点を指摘しておりまして、また、生活保護制度との関係等、多くの課題があると考えてございます。

続いて、13、14、15が都営住宅の「新規建設」に関する御意見でございます。

まず13番ですけれども、都営住宅の入居希望者ですが、都が低分位の収入制限を設けたにもかかわらず、ふえる傾向にありますと。そういった形で都営住宅への入居希望が激増している中で、都は新規建設を行っていないと。家計に占める家賃の割合が極端に高いということになってしまい、家計を消費性向に向かわせ、日本経済の底上げにつながるように都営住宅の新規大量建設を強く求めるという御意見でございます。

こちらに対しましては、東京都マスタープランにおきまして、都営住宅は現在のストックを最大限に活用いたしまして、管理戸数を抑制しつつ、真に住宅に困窮する都民に公平かつ的確に供給するとしております。

14番ですけれども、期限つき入居制度ですが、対象者が5年程度で退去していると。自治会長等による懇談会においても、全団地で自治会活動に協力的でないということが報告されており、この制度は効果がないということが明らかである。都の新たな施策として、若者に特化した都営住宅の新規建設による若者向けの住宅の確保について提案という御意見でございます。

こちらは、前半部分は先ほどと同じでして、都営住宅は現在のストックを最大限に活用し、管理戸数を抑制しつつ、公平かつ的確に供給するとしております。加えて、期限つき入居制度につきましては、平成13年度から始めまして17年間に約8,000世帯が入居するなど、着実に実績を積み重ねており、子育て世帯の住居費負担の軽減に大きく貢献しています。また、中間のまとめでは、子の安定的な就学環境を実現するために高校修了期まで延長するという提言されているところです。

続きまして、15番です。こちらは、都営住宅の「新規建設」に関する御意見ございま

して、新規建設、供給を当面10万戸行う必要があり、それが純増であるべきとの御意見でございます。

こちらの対応は、前述と同じでございます。なお、募集の改善にもその後努めているところでして、平成30年1月から毎月募集を開始しております。

続いて16番、「民賃借上等」についてでございます。都営住宅は直接供給だけではなくて、民間賃貸住宅の借り上げ、買い取りを行うべきという御意見でございます。

こちらにも繰り返しますが、都営住宅は現在のストックを最大限に活用するというのと、都営住宅の供給手法につきましては、市場動向に左右されず、安定的に供給することが重要であることから、借り上げによらず計画的な建てかえを進めてまいります。

続きまして、17番から19番までが「使用承継」についての御意見でございます。こちらにも、17、18は同じ方の御意見なのでまとめております。

まず、使用承継制度によって、現行では60歳未満18歳以上の同居人は退去することになってしまっていると。結果として、残った高齢者や身体障害者等の世帯となってしまって高齢化の原因となっている。現行制度の改正なくしては高齢化を防ぐことは不可能なので改正を求めるといふこと。加えまして、自治会活動の役員のみならず手が高齢化のためなく、大災害に即応する防災活動や見守り、防犯活動が機能不全になっていると。これも使用承継制度によって生み出されたものであるということでございます。

こちらにつきましては、まとめた対応ですが、都営住宅の入居は公募によることが原則で、入居を希望される都民の方が多数いる中で、使用承継を認めることは入居者、非入居者間の公平性を著しく損なうこととなります。このため、平成17年に出された国の通知ですとか、平成18年6月の住宅政策審議会の答申も踏まえまして、一層の配慮を加えた上で配偶者に限るといふことにしております。

続いて20番、「収入基準」について意見をいただいております。お子さんは、高校や大学を卒業して家計を支える働き手になると、収入超過ということになってしまいまして、15万8,000円超のこの制度を改正しない限り、若者が追い出されてしまうと。政令月収を従来どおりの20万円超に戻すことを求めるという御意見でございます。

こちらに対しましては、公営住宅法施行令の改正で平成21年から15万8,000円に入居収入基準が引き下げられました。そちらにつきましては、都内の民賃の家賃水準等について調査、検討を行った結果、現在の15万8,000円としており、妥当な水準と考えております。

続きまして、21番から25番までは「都有財産の有効活用」ということで5件御意見をい

ただいております。こちらは、21、22をまとめたの御紹介といたします。

21番ですが、都営住宅敷地の有効活用のために、空き地や非効率な利用等が散見されることが問題であるという御意見、続いて22番が、都心部の比較的地価の高い地域に今さら都営住宅を新設する必要があるのかと。むしろ、生活施設が不十分で生活しにくいのではないかと。別の利用方法を考えるべきではないかという御意見でございます。

こちらにつきましては、地域の特性に合わせて、地元のまちづくり方針と整合をとりながら商業・医療・福祉等の機能を取り入れており、地域に貢献をしております。建てかえに当たりましては、お住まいの従前居住者の方の生活環境に著しい影響を及ぼさないように、元の土地、隣接土地等に従前居住者向けの住戸を確保するなど円滑に進めていく必要があるとしています。

続きまして、23番、24番もまとめたの御対応とさせていただきます。

23番は、地元自治体に対する道路、公園、集会所、高齢者施設等の無償譲渡等や貸し付けが実在していると。こちらは必要最小限に縮減すべきで、有効活用を考えていくべきだという御意見。24番が、都営住宅は都民全体の人の公有財産であるため、都民全員にとって有効な使用法を最優先に考えて、スピード感を持って対応するという御意見です。

こちらにつきましては、建てかえに当たりましては、地域のまちづくりに資するように用地の活用の促進等に努めております。また、創出される用地については、地元区市町と連携し公共公益施設の整備を促進するとともに、民間の活力も生かしながら都の政策目的のために活用しております。

続いて、25番です。都営住宅内に余剰な駐車場が散見されると。設置義務があるのかもしれないが、高齢化率が恐らく3分の2を超える中、外部への貸し出しや別用途への転換も実現していく必要があるのではないかという御意見です。

こちらにつきましては、これまで都は駐車場の整備を行ってきましたが、利用率が低下している団地もございます。このため、定期的な募集に加えまして、空き区画が生じた場合、先着順での受け付け、また、地域住民向けに貸し出しを行うなど、利用の拡大を図っています。さらに、平成26年から試験的に一部の区画でコインパーキングを設置することも開始しており、平成30年度から本格実施しております。有効活用を図る観点から、適切な取り組みを進めていくこととしています。

続いて26番、「型別供給」についてです。若い方が家族と一緒に入居できる3～4DKの都営住宅の建設、居住面積の極端に小さい型別供給制度の廃止を求めると。住む人の立

場に立った居住空間の確保をという御意見です。

こちらについては、建てかえに当たっては、従前居住者の世帯規模などの状況を勘案し、地元自治体との協議を行いながら、必要なファミリー世帯向け住戸を確保するように取り組んでおります。

続きまして、27番が「都営住宅整備」についてということでございます。こちらは、具体的な修文案の御提案でございます。最後のV章の3「多世代共生に配慮した都営住宅の整備」に関する記載でございまして、下線部を追加してはいかがかという御意見です。下線部が、断熱性能の確保や熱中症対策を初め、ヒートショック対策となる浴室や脱衣室等の暖房設備の整備（温度のバリアフリー化）を進めるなどという御意見です。

こちらについてですけれども、中間のまとめの現行の記載については、この意見でいただいたような観点も踏まえたものでありますので、原文のままとさせていただきたく考えております。なお、都営住宅における入居者、高齢者の方のヒートショック予防については、居住者向けの広報紙により注意喚起等について周知をいたしております。

続きまして、28番の「屋内改修」についてです。民法改正による屋内部分の改修についての家主の修繕区分の拡大について、早急に実施要項の公表を求めると。都営住宅でもURに準拠する改修要項の早期の公表が期待されているということで御意見があります。

対応といたしましては、都営住宅については、公営住宅法等に基づきまして、構造上主要な部分、設備について都の負担とさせていただき、それ以外は居住者の負担となっております。

最後、29番は「広報」についてでございます。こちらは、中間のまとめのIV章の1「適切な広報ときめ細かい情報発信」についての加筆の御意見でございます。こちらは、都営住宅のイメージアップ戦略について検討することが望ましいという文脈で、「例えば、単身・高齢者がより安心した日常を過ごせるように、通信技術を活用した「見守りサービス」に関する情報を発信することにより、入居者が安心して住める環境をサポートしていく。」という修文の御提案をいただいております。

それに対しましては、都営住宅のイメージアップ戦略については、見守りだけではなくて、多方面の検討が必要ではないかと考えております。

なお、見守りにつきましては、中間のまとめのV章のところ、保安・防犯や見守りにおけるICTの活用など、ハード面の技術革新も踏まえた工夫について検討することが望ましいと記載をしているところですので、原文のままとさせていただきます。

以上がパブリックコメントの内容と対応ということで、御説明を終わらせていただきます。

○大月部会長 ありがとうございます。

ちょっと私のほうから確認させていただきたんですが、今回いただいたパブリックコメントに対しては、事務局のほうから一々何かリアクションというか、こういうことだと思いますという意見を送られるんですか。対応の返答というのはされるんですか。

○澁谷住宅政策担当部長 事務局の住宅政策担当部長の澁谷でございます。

きょう、こうやって御議論をいただきまして御了承いただいたものにつきまして、ホームページ等で公開をさせていただきますが、個別にお返しするということは予定してございません。

○大月部会長 わかりました。

では、ここの見解・対応というのは、パブリックコメントで御指摘いただいたこととともに、こちらの見解として公表される予定であるということでもいいでしょうか。

○澁谷住宅政策担当部長 はい、公表の予定でございます。

○大月部会長 ありがとうございます。

そういうことを前提に、今お話しいただきました資料—3について御意見とかございましたらよろしく願いいたします。

はい、お願いいたします。

○小田専門委員 つまらない意見になるかもしれないのですが、2番目の多子世帯向けの規模の大きな住宅の供給にもっと取り組むべきという意見に対する答えが、団地ごとの特性を踏まえて必要なファミリー世帯向け住戸を確保するよう取り組んでいますと書かれていますが、この必要なという修飾語がとても気になります。この答えだと、必要なものをちゃんと既に供給しているかのように読めますが、現実が多分そうではないと思うので、答え方を少し変えないと誤解を生むのではないかなというふうに思います。

それから4番目の高齢者への生活支援サービスのところで、本来の自治会機能が低下しているので、自治会が本来やるべきことを肩がわりするようなことをもっと何かいろいろやってくださいという意見に対し共益費の徴収や懇談会をやったりしてますよとなっていますが、共益費の徴収以外は具体的な自治会活動の機能代替の話をしているわけではないので、共益費の徴収以外のことでも自治会機能の代替みたいなことをもっとやりますよという踏み込んだ見解・対応の書きぶりはできないものか、御検討いただければというふう

に思います。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

今、2点御指摘、御意見をいただいたかと思うんですが、事務局のほうではいかがでしょうか。

お願いいたします。

○妹尾建設推進担当部長 建設推進担当部長の妹尾と申します。

建てかえについてのファミリー住戸の確保ということでございますが、現在、建てかえ、昭和40年代の住宅を中心に行っておりまして、その中ではかなり現在お住まいの方、従前お住まいの方というのは、ファミリー世帯というのは少なくなっております。そういう中で建てかえを行っていくのに、従前お住まいの世帯の住戸をまず確保した上で、その団地の立地特性、子育てをしやすいかさまざまな特性もありますので、ファミリー向け住戸をできるだけ確保していきたいという方向ではやっておりますが、地域の特性も勘案しながら実際に使えるファミリー住戸を確保していくと、そういう方向でやっております。

以上です。

○大月部会長 はい、お願いします。

○土屋経営改革担当部長 御意見ありがとうございます。経営改革担当部長土屋でございます。よろしく申し上げます。

4番の自治会につきまして御意見をいただきました。もう少し前向きに記述をしてもいいんじゃないかということでございます。13ページのほうに自治会活動の支援、これはこの審議会でも自治会や、非常にその団地コミュニティーを活性化の重要な役割を持つということで、そうしたところがなかなか高齢化によって機能がなかなか難しくなっているところをどういうふうにしていこうかというところの記述でございまして、13ページにその支援ですとか協力、それから自治会同士の交流促進ということも記載してございますが、加えまして、その自治会ということの大切さを踏まえまして、17ページのほうで、この先の課題として、自治会活動の活性化に資する、例えば防災用機材の保管設置の場所ですとかそういったような記述もさせてございまして、ただいただいた意見も踏まえて、自治会のほう、どういうふうにやれば支援を進められるかというような考えでいきたいと考えております。

○大月部会長 それでは、小田専門委員にいただいた御意見を踏まえて、多少、今お答え

いただいた方向で修文していただくということで、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○河端委員 2点ございます。

1点目は、寄せられた御意見の総数は29件と、決して少なくありませんが、いただいたものが、個人1通、法人4通と少なく、この個人の方はどのような方だったか、例えば年齢、実際に都営住宅の入居者なのか、利用希望者なのかといったようなことを口頭で構いませんので教えていただけたらと思います。また、法人もどのような法人なのか、可能な範囲で教えていただけたらと思います。

2点目は、15番目のその他、新規建設に関する御意見ですけれども、都営住宅の定期応募結果の倍率が高いので、供給をふやしてほしいという御意見に対する見解・対応の最後の行で、募集の改善にも努めており、毎月募集を開始していますという対応、御説明がありますけれども、これに加えて、都営住宅は団地によって倍率にかなりのばらつきがありますので、例えば今後、個別の団地の倍率の見える化といった広報等の改善によって、応募と実際の選考におけるマッチングの向上を行うことも努めることを追加してはいかがかと思いました。

以上です。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

1点目は、どんなお立場からの意見なのかということをご可能な範囲で教えていただきたいということと、2番目は新規供給に対する対応として、募集の改善の中で具体的にマッチングの選考等における精緻化とか効率化みたいなものを書いたらいかがかという御意見ですが、事務局のほう、いかがでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○澁谷住宅政策担当部長 澁谷でございます。

まず、1点目についてお答えをします。

ただ、もともと具体的にどんな方かということについては明らかにしないこととしてございますので、その旨を御容赦いただきまして、概略だけお話しさせていただきますと、個人の方というのは都内にお住まいの男性の比較的高年齢の方ということでございます。それからあと法人というのがありますけれども、企業さんがありましたし、あとは居住者

側の団体さんといったことをございます。

○土屋経営改革担当部長 経営改革担当部長の土屋でございます。

ただいま募集の改善についてということで御意見をいただきまして、ありがとうございます。真に住宅に困窮している方々に的確に供給するということと、もう一つは、今ある都営住宅のストックを有効に活用するという点で、募集の改善というのは大変重要な課題だと考えてございまして、ありがとうございます。

私どもは、募集、これ毎月募集ということで、できるだけタイミング、タイミングで入れるように、機会が与えられるようにということで、ここを記載させていただいておりますが、今回のこの住宅政策審議会の御議論の中でも、例えば応募倍率、これは事後ですけども、住宅供給公社のホームページのほうに掲載させていただいて、どこの住宅が今回高かったのか低かったのか、そういう見えるような取り組みをさせていただくとともに、今回の答申素案の中でも、応募倍率の地域的な傾向を地図上に表現することにより、ホームページにより募集情報の充実を図るなど効果的な手法を考えるべきであると、このように御提言もいただきましてございます。そうした方向で、今いただきました御意見も踏まえまして、どうすれば本当に住宅の必要な方々と、言うなれば需要とニーズのマッチングでございまして、そこができるようにするかというのはしっかり考えてまいりたいと思っております。

○大月部会長 河端先生、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○河端委員 はい。

○大月部会長 では、今お答えいただいた方向でちょっと追加をお願いいたします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○河合委員 28番なんですけど、屋内改修について、この意見が改修実施要項の早期の公表が期待されているということなので、既に公表されているのであれば、どこにあるのか、どこを見ればあるのか、ちょっとそこを指摘してあげたら親切かなと思いました。

それから、その見解・対応のところで、ちょっと細かいんですが、公営住宅法等に基づき構造上主要な部分や設備については云々とあって、この構造上主要な部分という言葉は、建築基準法では構造耐力上主要な部分とそれから主要構造部と、こういう言葉に分けて記載されていて、それぞれ違う意味なんです。構造耐力上主要な部分というのは、地震とか台風とかの外力に対する安全性にかかわる部分で、主要構造部というのは、防火性、耐火性にかかわる部分で使い分けておりますので、ちょっとその辺の言葉遣いを少し正確

に直したほうがよろしいかなと思いました。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

○金子宮繕担当部長 用語について、確認いたしまして整理したいと思います。

○大月部会長 では、今の御意見を踏まえて、ちょっと改善していただくようお願いいたします。

齊藤先生。

○齊藤委員 どうもありがとうございます。全体的に非常に御丁寧な見解・対応（案）をつくっていただきまして、どうもありがとうございます。

私がかうまく理解できていないのか、番号3つ目の単身者の入居制度のところ、御指摘いただいたのは、応募割れしている住宅に限定せず、エレベーターがなく階段の上階などの都営住宅は高齢者に不適なところという御指摘で、今の書きぶりでしたら、資料—5を見ますと、12ページのところに、若年単身者の入居を可能とする仕組みということで、一定の条件、低倍率の住戸、入居制限などを考えてということが書いてあるので、そういったものも含めて入居できるというふうに理解していいのでしょうか。あるいは、その下のところの単身者向け住戸あっせん基準の弾力化ということで、応募割れしている住戸があるところしか単身者向けが入れないのでしょうか。この点を教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○大月部会長 事務局のほうで説明お願いしてよろしいでしょうか。

○土屋経営改革担当部長 経営改革部長土屋でございます。

御質問ですけれども、応募割れしている住戸だけに限定せずに、受け皿のストックの話と入居資格の話でございますね。一応、単身者向けの住戸、これをあっせん基準を弾力というのは、今どうしても単身者用の世帯のストックが少ないもので、そのストックをどう活用するかということと、もう一つ、やはりこれまで御議論いただきました、例えば就職氷河期世代ですとか、こういった住戸に、住戸といいますか、自力で収入の中で必要な住戸を得られないと、こういう方々に対してどういうふうにやっていくか、この2つのものがせめぎ合っている課題だと思います。これにつきましては、12ページ、今御指摘いただいたところで活用しておるところです。要するに、今の型別供給基準の中で39平米以下ということであると、どうしてもこれはやはりストックが足りなくなるところもございます

ので、でもそれを今度ふやすことによって、今度は別の世帯のところはどうしても住戸がその分が供給できなくなる、アンビバレンスみたいなところもあると思いますので、そこら辺をよく踏まえて、今後具体的に制度化するときには考えていきたいというふうに考えてございます。

○大月部会長 齊藤先生、いかがでしょうか。

○齊藤委員 ということは、応募割れしている住戸があるところに限定、原則は限定しているという理解でよろしいのでしょうか。

○土屋経営改革担当部長 概ね、さようでございます。

○齊藤委員 はい。

○大月部会長 よろしいでしょうか、ほかに。

では、伊香賀先生、お願いいたします。

○伊香賀委員 27番の意見に対する対応の案の部分でございます。27の最初のほうにアンダーラインの部分を追加してはどうかという意見に対して、原文どおりというお答えなんですが、まず1つは、住生活基本計画の全国計画の中にもヒートショック対策というキーワードが何カ所か登場していることもありまして、若干そこら辺のキーワードは含めてもよいのではないかということと、あと、熱中症対策、特に昨年の夏は全国で9万5,000人救急搬送された、それで4割が住宅内で発生したという事実もございますので、少し注意喚起といいますか、配慮という意味でも熱中症対策というキーワードも大事ではないかと思いました。

補足ですけれども、厚労省の入浴事故研究班、私もメンバーでしたが、この分析に当たって、東京消防庁、それから山形、それから佐賀の全国の中でも代表の3つの消防局がかなり全面的に協力して得られた成果ということもあって、都内でもかなり入浴事故起きています。そういう観点でも、先ほどのヒートショック対策というキーワードを代用して、何らかの形で反映していただいてもいいんじゃないかと思いました。

○大月部会長 御意見ありがとうございます。

事務局のほうからいかがでしょうか。

○土屋経営改革担当部長 経営改革担当部長土屋でございます。御意見ありがとうございます。

ヒートショックの問題は、いろいろと世の中賑わしている、特に高齢者の安全の問題にかかわるということで大変大事な論点かと思っております。こういう今回の答申、答申

というか御議論いただいているのは都営住宅の管理の制度にかかわるということで、こちらのヒートショック予防については基本的に個々人の住み方の問題かと思うので、それで今回は原文のままとさせていただいておるんですが、その中でもいろいろと注意喚起をしていると。今のいただきました御意見で、そういったところ、こういった見解の中でもう少し詳しく、そういった注意喚起になるような記述の充実を少しということだと思っております。

○大月部会長 今、国を初め、いろんな場面で高齢者の健康増進とか疾病予防とかが叫ばれている中、もうちょっとスペックを上げた形で補足していただきたいという御意見なので、対応をお願いしたいと思えます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

では、井上先生、お願いします。

○井上委員 ありがとうございます。丁寧な対応をしていただいて感謝しております。

3つあります。

1つ目が10番の住宅セーフティネットのところ。下から5行目、都は来年度から2カ年のモデル事業と記載されていますが、年度が改まったので、本年ではないでしょうか。

二つ目が、11番と12番の家賃補助に対する回答で、家賃補助については、国も・・・書いてあります。国「も」となると、都もこのように認識していると読めるわけですが、都の公開資料でそのように見解を示しているということでもよろしいでしょうか、。

三つ目が、25番の都営住宅有効活用で駐車場の空き対応についてです。最後のところで都営住宅の駐車場について有効活用を図ると書いてあるんですけども、これはここで指摘しているような他用途に転換すること、例えば小さな集会所を設けるといったことが現実的に可能性なのかを教えてくださいたいです。一団地認定でそういうことは難しいというような事情があれば、この記述は理解できるので教えてくださいたいです。よろしくをお願いします。

○大月部会長 ありがとうございます。

2点の文言修正の御意見と、1点の空き地とか敷地の有効活用の具体策の可能性についてのお話ですが、事務局お願いいたします。

○澁谷住宅政策担当部長 澁谷でございます。

まず、1点目の10番の話につきましては、これは本当に御指摘ありがとうございます。先生のおっしゃるとおりでございます、本年度からという形で改めさせていただきます。

それから2点目でございますけれども、これは私どもの考えとしますれば、11番、12番のところ、国は、と書くことによって、国は時々このようなことを、例えば住生活基本計画を初めにつくったときのパブリックコメントの回答のときとか、そのようなときにこのようなことを述べていまして、都も同様の認識でいるというつもりでここは書かせていただいております。そういう意味では、都も同様の認識でいるということを書けば、むしろすっとつながるのかなと思いますので、そのような形で改める方向でちょっと考えさせていただければと思っております。

○妹尾建設推進担当部長 建設推進担当部長妹尾でございます。

駐車場について御意見がありました。まず、建てかえ事業におきましては、それぞれの自治体で駐車場の付置義務と確かに御意見のところにも書いてございますが、そういうものがございます。我々としても、確かに無駄なものは作りたくないということで、できるだけその辺は、例えば空地を確保しておくとか、協議をさせていただきながら、建てかえを進めているところでございます。また、別業態の転換というお話がございますが、これも確かに付置義務がまず協議の上で必要になってくるかと思われませんが、お話のように、一団地の認定とかさまざまな法的な課題もあろうと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○井上委員 ありがとうございます。

駐車場の件はよくわかりました。

11番の家賃補助制度については、都もそのように考えていることはどこかですでに発言されているということでよいですね。

○大月部会長 事務局、お願いします。

○澁谷住宅政策担当部長 澁谷でございます。

今の御指摘でございますけれども、私どもは、この家賃補助につきましては時々議会でも御質問いただくこともあるんですけれども、議会の場でこのように答弁させていただいております。そういう意味で、これも都の認識ということでございますので。

○井上委員 わかりました。ありがとうございます。

○大月部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

では、山本先生、お願いします。

○山本委員 済みません、細かいところなんですけれども、4番目のところで、高齢者への生活支援サービスのところで、とても重要な指摘で、都では高齢化した自治会の活動を支援するためにというところで、自治会懇談会を開催していますと。これは主語は、都が自治会懇談会を開催していますというふうにまず読んでいいかということが1つと、それから、素案のほうを見ていると既に自治会懇談会を開催しているようには読めないで、もしこんなふうに進んでいらっしゃるんだったら、そういうふうに書いておいたほうがいいのかなというふうにちょっと思いました。

○大月部会長 御意見ありがとうございます。

事務局のほうからいかがでしょうか。

○土屋経営改革担当部長 経営改革担当部長土屋でございます。

自治会懇談会のほうは、都営住宅の指定管理者であります住宅供給公社のほうで既に実施しておりますので、そこら辺ちょっと誤解ないように、この見解・対応のほうは整理させていただきたいと思います。

以上です。

○大月部会長 よろしいでしょうか。

○山本委員 はい、わかりました。

あと、こちらのほうも直されるということでよろしいんですかね、素案のほう。

○土屋経営改革担当部長 内容を確認して、誤解のないように整理をできるかどうかというのをちょっと一回確認します。

○山本委員 わかりました。

○大月部会長 素案本体については次の議題で取り上げたいと思いますので、そこでまた何かございましたら御意見いただきたいと思います。

この議題、ちょっと時間が今押しぎみなんですけど、これでよろしければ次の議題に進めさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大月部会長 はい。

続きまして、次は、答申素案の概要ということで、ちょっと資料に沿ってになると思いますが、これについて御議論したいと思います。

事務局のほうから御説明お願いいたします。

○渡辺管理制度担当課長 都営住宅経営部管理制度担当課長の渡辺と申します。どうぞよ

ろしくお願いいたします。それでは、失礼ですが着座にて御説明を差し上げます。

お手元の資料—4「答申素案（案）の概要」及び資料—5「答申素案（案）」について御説明いたします。

まず、資料—5をごらんください。

これまで中間のまとめとしていたものを答申素案（案）とさせていただきました。内容につきましては、中間のまとめとほぼ同様となっております。

全体の構成といたしまして大きく変更した点としまして、本文の内容に関連する資料を参考図表といたしまして、28ページ以降に追加をいたしました。また、本文につきましては、パブリックコメントに寄せられました御意見も踏まえまして、1カ所時点修正をさせていただいております。10ページをごらんください。中段の「（他の事業主体と連携した生活支援サービス等）」についてですが、買い物弱者支援のための移動販売サービスにつきまして、中間のまとめ以降の事業の実施状況について加筆をしております。そのほか、一部文言整理をさせていただきました。

中間のまとめからの変更箇所につきまして一覧表にまとめましたものを資料—5の後ろに添付をさせていただきましたので、御参照ください。

なお、資料—4「答申素案（案）」の概要につきましては、中間のまとめの概要から変更はございません。

説明は以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

○尾關計画調整担当課長 済みません、加えまして、ちょっと事務局から補足でございます。

続きまして、資料—6ということで「答申素案（案）と委員から頂いた御意見の要旨について」というものをお配りしております。こちらですが、これまでの審議会、企画部会での委員の皆様からの御意見について、目次構成ごとに概要を取りまとめたものでございます。なお、今回、答申素案（案）を作成するに当たりまして、企画部会長等に御相談をしながら、委員の皆様からの御意見をできる限り踏まえて取りまとめをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○大月部会長 御説明ありがとうございます。

資料—5が最新の答申素案ということで、今御説明ございましたように、資料—6に事

事務局のほうで整理いただいた第1回目の審議会、企画部会から直近の企画部会、審議会までの主要な意見を整理した上でこの改定に当たったということと、あと、資料―5の後ろのほうにありますA4横書き裏表の一覧表で、前回からどんな点が変わったかということ、特にパブコメの御指摘等を踏まえたというところでは変えられたということでございます。具体的に新しく変わっているのは、この変更箇所一覧に指摘されているような、主として文言調整及び直近の新たな情報の追加という御説明でございましたが、これに関して、御意見等お願いいたします。いかがでしょうか。

私のほうからちょっとお伺いしたいんですが、先ほどのパブコメへの見解・対応（案）については、十分いろいろ御意見を賜りましたが、その中で、私が覚えている範囲で言いますと、伊香賀先生の文言の点と先ほどの山本先生の御指摘の件が、次回審議会に持っていくに当たって多少検討の余地があるのかなというふうには思いますが、この点に関して事務局のほうではいかがでしょうか。

○澁谷住宅政策担当部長 澁谷でございます。

まさに修文を要するというか、具体的に検討させていただこうと思っておりますのが今の2点ということで、事務局の認識でございますので、検討させていただきます。ちょっと、具体的な修文案は今提示できませんので。

○大月部会長 では、今の2点は事務局のほうで検討を続けて。

○澁谷住宅政策担当部長 また、先生、部会長のほうに相談させていただきます。よろしく申し上げます。

○大月部会長 承知いたしました。

ほかにこの答申素案についていかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

きょうお配りしたばかりなので、全文読み通して御意見をいただくという時間がなかなかとれずに申しわけないんですが、次回、きょうの部会を踏まえまして、4月26日に審議会というのがございまして、そこで、この案が通るための最終的な審議になります。その間、きょうお配りした資料をもう一度ごらんになって、何か御意見等ございましたら事務局のほうにお伝えいただければと思いますので、よろしくようお願いいたします。

特にないようでしたら、本日いただいたこれまでの御意見を踏まえまして、事務局と修正案を作成したいと思います。それが次回、申し上げました答申の素案となりますので、本日御欠席の委員の方もいらっしゃいますので、御欠席の委員からも御意見をお伺いした

上で対応したいと思います。

その上で、修正案につきましては委員の皆様には1度お送りさせていただいて、ごらんいただいた上で審議会にお諮りするという予定でございます。具体的な修正内容につきましては、私と部会長代理、あと事務局のほうで相談いたしまして対応するという形にさせていただきたいと思いますが、御一任願えますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大月部会長 ありがとうございます。

なお、追加で御意見等ございます場合は、先ほど申し上げましたように、事務局までメールかファクスでお送りいただきたいと思います。

それでは、最後に議題の4番目、その他といたしまして、今後の予定等について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○平松企画経理課長 それでは、事務局から申し上げます。

本日の審議に関しましては、お気づきの御意見、お考えがございましたら、来週4月17日水曜日までに事務局までメールやファクスでお送りいただきたく存じます。

今後の予定ですけれども、資料―7をごらんいただきたいと思います。

今月4月26日金曜日午前9時30分から平成31年度第1回東京都住宅政策審議会を開催し、企画部会による答申素案をお諮りし、御審議いただきます。そこでいただいた御意見をもとに、必要な修正を加えたものが答申案となります。また、翌月に開催を予定している今年度第2回の審議会では、答申案をお諮りし、御議論の上、答申としていただく予定でございます。

事務局からは以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から次回の予定について御説明がございました。委員の皆様におかれましては、御予定いただきますようお願い申し上げます。きょうの始まりは10時なんですけど、次回は9時半なんで、時間をお間違えのないようによろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の審議はこれで終了させていただきます。長時間にわたる議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。どうもありがとうございました。

午前11時19分閉会